

平 戸 市 監 査 公 表 第 133-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 30 年 12 月 14 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

- 第 1 監査の種類  
地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局  
平戸市農業委員会事務局
- 第 3 監査の期間  
平成 30 年 7 月 26 日（木）
- 第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容  
別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：農業委員会事務局】

区分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1 農業委員章等の管理について                      農業委員章は、「平戸市農業委員章規程」に基づき貸与され、職を離れたときには返納することとなっている。                      しかしながら、台帳を作成しているものの交付日、返却日が記載されていない。                      また、「平戸市農業委員会規則」に基づき農業委員及び職員に交付されている立ち入り調査等をするときの身分証についても、同様の取扱いがなされており、適正な台帳管理に努められたい。                      なお、返却された証票について廃棄せずに保管されていたので、適宜廃棄処分されたい。</p>	<p>1 農業委員章等の管理について                      農業委員章並びに現地調査にかかる身分証については、その交付並びに返却については、適正に処理することとし、返却後の廃棄についても適切に行いました。                      また、交付台帳の様式についても交付・廃棄の確認を徹底するため見直しを含めて検討することといたします。</p>

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：税務課】

区分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1 契約事務について            契約規則第 23 条に定める額を超える随意契約を行う場合は、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>1 契約事務について            今後、契約規則第 23 条に定める額を超える随意契約の際には、関係例規を遵守し予定価格調書を作成するとともに、関係例規に基づく適正な事務執行に努めます。</p>
指導意見	<p>1 契約事務について            長期継続契約を締結している事案について、「長期継続契約に係る特約」に関する条項の記載がない契約書が見られたので、適正な書類作成に努められたい。</p> <p>2 公印について            平成 27 年度定期監査の折にも指摘を行っているが、税務課管理の公印の使用について、公印規則に定められた使用区分以外の文書に使用しているものが散見されたので、適正な事務執行に努められたい。            また、公印について、公印規則に定められた規格（書体）で調製されていないものが見られたので、適正な管理に努められたい。</p>	<p>1 契約事務について            今回指導いただいた、「地方税電子申告支援サービス利用契約」の長期継続契約については、特約条項を追加する契約の変更手続きを遅滞なく実施します。</p> <p>2 公印について            平戸市公印規則の規定に基づく公印使用の遵守について、再度、職員に周知徹底するとともに、適正な公印管理及び公印の使用に努めます。            公印書体の是正については、無駄が生じる恐れがあるため、平成 31 年度人事異動の際に更新することとします。</p>